

山口ふれあい館指定管理者募集要項

山口ふれあい館の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要（詳細については「仕様書」を参照）

（１）名 称

山口ふれあい館

（２）所在地

山口市宮野上１２２番地

（３）施設の設置目的等

この施設は、山口・防府圏域の住民が世代や階層を超えて集い、語らい及び共に参加できる創造的活動の場を与え、もってゆとり及び活力のある地域社会の形成に資することを目的とする。

（４）開館時間等

① 開館時間

午前９時から午後７時まで

② 入浴時間

午前１０時２０分から午後６時まで

ただし、６月から８月までにおいては午後７時まで

③ 休館日

- ・毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日）
- ・１２月２９日から翌年１月３日まで

2 指定管理者が行う業務の概要（詳細については「仕様書」を参照）

- （１）利用許可、利用の制限、利用許可の取消し等及び原状回復の義務に関すること。
- （２）利用料金の徴収、利用料金の減免及び還付その他利用料金に関すること。
- （３）施設及び附属設備の維持及び修繕に関すること。
- （４）その他業務に関して山口市教育委員会が必要と認めること。

3 指定期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間とします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

4 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。共同企業体で応募する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が応募資格を有している必要があります。

- （１）市内に事務所又は事業所等を有すること。
- （２）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。

- (3) 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条の規定に該当しないこと。
- (4) 山口市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 市民税、法人税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (7) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (8) 手形、銀行取引停止処分等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である団体でないこと。
- (9) 賃金不払い等の事実があるなど、明らかに指定管理者として不適当であると認められる団体でないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (11) 消費税のインボイス制度における適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）として登録を受けている又は登録を受ける予定の団体であること。

5 募集日程

(1) 募集要項及び仕様書の配布

- ① 配布期間 令和7年8月1日（金）から9月19日（金）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）
- ② 配布場所 山口市教育委員会事務局 社会教育課
（山口市亀山町2番1号 山口市役所本庁舎（山口総合支所）2階）
- ③ その他 募集要項及び仕様書は市ウェブサイトに掲載しています。

(2) 現地説明会の実施

- ① 開催日時 令和7年8月18日（月） 午後2時から
- ② 開催場所 山口ふれあい館
※当日は午後1時50分までに山口ふれあい館受付に集合してください。
- ③ 参加申込方法
令和7年8月13日（水）までに参加申込書（様式第6号）を山口市教育委員会事務局社会教育課へ電子メールにより提出してください。
(Email s-kyoiku@city.yamaguchi.lg.jp)
説明会へは、可能な限り御参加いただくようお願いします。なお、参加されない場合、現地説明会での説明内容について質問をされても回答できませんので、あらかじめ御了承ください。
- ④ その他 現地説明会では、質問を受け付けませんので、質問がある場合は下記の要領でお願いします。

(3) 質問事項の受付

募集要項及び仕様書の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和7年8月18日（月）から29日（金）まで（最終日は午後5時まで）
- ② 受付方法 質問書（様式第5号）に記入の上、電子メールで提出してください。

E-mail s-kyoiku@city.yamaguchi.lg.jp

- ③ 回答方法 随時、市ウェブサイトで回答します。個別には行いませんので、応募者で必ず御確認ください。

(4) 申請書の受付

- ① 受付期間 令和7年9月1日(月)から19日(金)まで(最終日は、午後5時15分までに必着のこと。)
- ② 提出場所 山口市教育委員会事務局 社会教育課
〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市役所本庁舎(山口総合支所)2階
電話 083-934-2865

③ 提出書類

ア 指定申請書(様式第1号)

なお、共同企業体で応募する場合は、次の書類も添付してください。

- ・共同企業体協定書
- ・委任状

イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 収支予算書(様式第3-1号)及び自主事業一覧表(様式第3-2号)

エ 法人にあっては、定款、寄附行為、規約、設置要綱、その他これらに類する書類とし、その他の団体にあつては、規約、構成員名等、決算書のほか活動状況がわかるもの

オ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本とし、その他の団体は役員名簿(任意様式)

カ 市が交付する滞納のないことの証明

キ 過去に指定管理者の指定を受けたことがある者については、その実績が分かる書類

ク 申請の日の属する事業年度の3事業年度前から前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類

ケ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く)

コ 指定管理者の指定申請に係る誓約書(様式第4号)並びに団体の代表者及び役員全員の名簿(暴力団排除に係る資格審査のため)

サ その他市長が必要と認める書類

シ 障がい者雇用状況報告書の写し又は障がい者を雇用していることが分かる書類(障害者を雇用していない団体は除く。)

ス ISO 認証証明書又はエコアクション21認証・登録証の写し(取得している団体に限る。)

セ やまぐち男女共同参画推進事業者認証書の写し(取得している団体に限る。)

ソ 次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の写し(常時雇用する労働者の数が100人以下で当該計画を厚生労働大臣に届け出ている団体に限る。)

タ くるみん認定又はえるぼし認定通知書の写し(取得している団体に限る。)

- ④ 提出部数 正本1部及び副本(正本のコピー)11部提出してください。

※各部とも上記③の順で整えて並べて、インデックスを貼ってください。

※原則A 4 縦型とし、ファイルに綴じて提出してください。

※ファイルの表紙及び背表紙に「山口ふれあい館指定管理者申請書」並びに団体名を明記してください。

※「様式第3－1号」及び「様式第3－2号」は、正本及び副本以外にも、電子媒体により提出してください。

- ⑤ その他 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。電子メール、FAXでの提出は認めません。郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。

6 選定方法

教育委員会指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各委員が次の審査事項に沿って採点した評価値をもとに、必要最低限の選定基準を満たした上で、最も高い採点をした委員の人数が多い申請者（複数ある場合は、そのうち各委員の採点の合計点が最も高い申請者。合計点に差がない場合は、提案内容の比較等を踏まえて、委員の協議により決定した申請者）を、指定管理者候補者として選定します。

【審査項目】	【審査内容】
1 利用者の公平性・平等性の確保（下限：2点 上限：10点）	
①公の施設を運営するにあたっての基本的な考え方	・公の施設の管理・運営にふさわしい管理運営方針及び理念を持っているか。
②利用者の公平・平等な利用を確保するための方策	・施設利用者に対する平等性を図れる方策が具体的に提案されているか。
2 施設の効用の最大限の発揮（下限：5点 上限：25点）	
①施設管理の運営方針	・施設管理にあたり、運営方針が適正かつ明確にとられているか。 ・実現可能な運営方針が提案されているか。
②利用促進に向けた方策	・利用者増加を図るための具体的手法は適切か。 ・利用促進のための方策が提案されているか。 ・魅力ある自主事業の展開が提案されているか。
③利用者ニーズの把握とサービス向上のための方策	・利用者ニーズの把握に努める意欲があり、具体的手法が提案されているか。 ・サービス向上のための具体的手法が提案されているか。 ・その対応方法が具体的に提案されているか。
④苦情対応のための方策	・苦情等トラブルに的確かつ柔軟に対応できる体制がとられているか。 ・その対応方法が具体的に提案されており、実現可能であるか。
3 管理運営経費の縮減（下限：4点 上限：20点）	
①施設維持管理のための方策	・施設維持管理のための具体的手法は適切か。 施設管理、備品管理等
②施設修繕に対する方針及び対応	・施設修繕に対する明確な方針がとられており、適正な修繕が実現可能か。 ・修繕費の見積が適正に見込まれているか。
③効率的・経済的な施設管理	・効率的な管理運営のための創意工夫がみられるか。
④収支予算書の妥当性	・収支計画は適正に見積もられているか。また、その収支計画は実現可能か。
4 指定管理料の縮減（下限：0点 上限：5点）	
①指定管理料の縮減	・指定管理料提案額と予定額の比較
5 管理を安定して行う人的、財政的基盤（下限：3点 上限：15点）	
①適切に行える職員体制	・業務遂行に適した職員の配置がされており、業務を円滑に遂行できる職務分担が提案されているか。 ・適切な勤務ローテーションが提案されているか。
②職員の指導育成・研修体制	・より良いサービス提供のために、職員の資質向上の取組が計画されているか。
③安定した管理を行うための財政的基盤	・財務状況、経営基盤は健全であるか。

6 利用者の安心・安全確保（下限：4点 上限：20点）	
①衛生管理の徹底	・衛生管理方法等の手法は適切か。
②危機管理・安全管理体制	・防犯、防災等の予防活動に関する考え方や体制整備がされているか。 ・防犯、防災、災害発生時等の危機管理のあり方を理解しており、具体的な対応策があるか。
③個人情報の取扱いの方針及び具体的手法	・個人情報の保護について十分な配慮があり、必要な措置を講ずる提案とされているか。
7 市の施策への貢献度（下限：2点 上限：10点）	
①地域団体等との連携	・地域活性化への熱意が感じられる団体であるか。 ・地域団体等との連携・協働を行っているか。
②市の施策に配慮した事業活動の提案及び実績	・市の施策を踏まえた具体的提案及び実績があるか。 ・市の環境施策を踏まえた地球温暖化防止方針、その他環境配慮への活動が提案されているか。

※（ ）内は配点

【加点基準】（共同企業体の場合は、すべての者が満たしていること）

○障がい者雇用（配点2点） 障害者雇用率が以下の場合に加点 i 民間企業 2. 5%を超えて3. 75%未満 1点 3. 75%以上 2点 ii 公庫・公団等の特殊法人等 2. 8%を超えて4. 2%未満 1点 4. 2%以上 2点
○環境問題への配慮（配点1点） ISO14001若しくはISO14005又はエコアクション21を取得している場合は1点
○男女共同参画（配点2点） 以下の要件を満たしている場合は加点 i やまぐち男女共同参画推進事業者に登録されている場合は1点 ii 常時雇用する労働者の数が100人以下の団体 次世代育成支援対策推進法又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律いずれかに基づく一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣に届け出ている場合は1点 iii 常時雇用する労働者の数が101人以上の団体 次世代育成支援対策推進法又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、くるみん認定若しくはえるぼし認定を受けている場合は1点

なお、本業務は指定管理料予定額を事前に公表していないため、指定管理料予定額を超過した提案があった場合で、選定した申請者と優先的に協議を行った上で不調となった場合には、次点の候補者を選定することがあります。次点の候補者を選定する際の最も高い採点をした委員の人数は、上位の候補者を除いた上で再度算定し、指定管理者候補者として選定します。

7 申請に要する経費及び留意事項

- (1) 申請に要する経費は全て申請者の負担とします。
- (2) 申請にあたって提出した書類の内容の変更及び差し替えは、軽微な誤りの修正を除き認めません。

8 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守れなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たり不相当と認められるもの

9 ヒアリング

令和7年10月上旬～中旬に実施します。詳しい日程は、後日連絡します。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方におかれましては、事業計画内容等の説明をお願いします。

10 選定結果

選定委員会による指定管理者候補者の選定結果は、市ウェブサイトで発表します。

なお、指定管理者候補者となった団体については、団体名、代表者名、住所、会社概要を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、応募された団体全ての名称を公表し、指定管理者候補者及びその他の団体について、選定結果の概要（採点結果）等を公表します。

11 指定管理者の決定

指定管理者の決定は、令和7年12月山口市議会の議決を経て決定（指定）されます。議会の議決終了後、全ての応募団体に対して文書により決定等の通知を行います。

12 情報公開

提出書類について、山口市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開します。ただし、個人情報のほか申請者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しません。特に、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報については、申請者の意見を聴いて公開の可否を判断します。

なお、上記に関わらず指定管理者候補者に選定された申請者が提出した事業計画書及び収支予算書については、原則として公開します。

また、毎年度、市に提出される事業報告書についても同様の扱いをします。

13 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) やむを得ない理由により、応募を辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出してください。
- (3) 共同企業体の構成員が、当該共同企業体と別に単独で応募することはできません。また、1つの法人その他の団体が複数の共同企業体の構成員となることもできません。
- (4) 選定のための審査は、事業計画書（様式第2号）の各項目内に記載された内容で審査します。該当項目外に記載された内容、様式の項目の加除又は順番を変更された場合は評価しま

せんで注意してください。なお、事業計画書にはページを付してください。

14 添付書類

- (1) 指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3－1号）及び自主事業一覧表（様式第3－2号）
- (4) 指定管理者の指定申請に係る誓約書（様式第4号）並びに団体の代表者及び役員全員の
名簿
- (5) 募集要項等に関する質問書（様式第5号）
- (6) 現地説明会参加申込書（様式第6号）
- (7) 山口ふれあい館指定管理者仕様書

※共同企業体として応募する場合は、上記のほか共同企業体協定書、委任状が必要となります
ので、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先

山口市教育委員会事務局社会教育課

電話 083-934-2865

E-mail s-kyoiku@city.yamaguchi.lg.jp